

紹介状なしの負担金について (おしらせ)

令和元年10月1日から

他の医療機関（病院・診療所）等からの紹介状（診療情報提供書）を持参されず、直接来院し診療を受けられる（受けられた）場合、保険医療機関相互の機能の分担および業務の連携のための措置として、厚生労働大臣が定めた選定療養費（保険適用外）として、当院では次のとおり請求させていただきます。

※詳細は受付10番窓口等にてご説明いたします。

初診時(5,500円) 再診の都度(2,750円)

「選定療養費」とは？

選定療養費とは、国が定めた制度で、他の医療機関等からの紹介状なしに病院を受診した患者さんについては、通常の医療費の他に病院が定めた金額をご負担いただくというものです。

再診の都度とは、病状が安定し、当院から他の医療機関へ紹介を受けた方、または紹介後引き続き、当院での診療を希望する場合等が該当します。

※特定機能病院（大学病院）及び400床以上の地域医療支援病院を受診した患者さんについては、初診時5,000円以上、再診時2,500円以上の金額をご負担いただくというものです。

休日・時間外診察時(5,500円)

休日や時間外で受診した方で、緊急性・重症度が低いと医師が判断した患者さんが主な対象となります。

※他の医療機関から紹介状を持参された方、治療後入院となった方、重症と医師が診断した方等が対象外です。詳しくは、窓口でお尋ねください。

※上記金額は、税込みです。

適切でスムーズな診察を受けるためには「紹介状」を持参してください。

- 「紹介状」をご持参いただくと、選定療養費は、かかりません。
- 「紹介状」があることで、かかりつけ医と当院専門医で情報共有ができ適切な治療を受けることができますので、ご持参いただけますようご協力お願いいたします。